

官民連携したストックヤード整備の進捗状況報告

静岡県 交通基盤部 技術調査課

1

おさらい

前回までのおさらい

- ・ 公共工事において、年間190万 m^3 （県：100万 m^3 、市町：90万 m^3 ）の土砂が発生している。
- ・ 発生している土砂の約3割にあたる、約55万 m^3 が最終処分場で処分されている。
- ・ 公共工事で、約40万 m^3 が「新材」として購入されている。
- ・ 法令の規制などに伴い、最終処分場の受入費用の高騰や受入量の制限が生じている。

建設工事において、必ず発生する建設発生土に対して、

- **建設発生土を資源として捉えた有効利用の促進**
- **建設発生土の適正な処理を可能とする環境の整備** が求められている。

建設業における環境負荷低減と循環型社会の構築及び持続可能な社会資本の整備に寄与することを目的に
「**建設発生土の処理に関する基本方針**」を令和5年3月に策定

基本方針に基づく取組

【発生抑制(土を出さない)】 建設発生土の発生を抑制する

- ・ 発生抑制工法の採用
- ・ 現場外への発生を抑制
- ・ 現場内利用の推進

【利活用促進(土を無駄にしない)】 建設発生土の利用を促進する

- ・ 指定利用の徹底
- ・ 他工事間での利用拡大
- ・ **ストックヤードの活用**
- ・ 建設発生土の品質及び環境安全性確保
- ・ 土質改良土の利用拡大

【適正処分 (土を不適切に処分しない)】 建設発生土を適正に処分する

- ・ 建設発生土処理施設情報の公表
- ・ 民間残土処理施設の整備促進
- ・ ICTの活用、DXの推進

まずは、建設発生土の最終処分量を低減するため、ストックヤードを県内に設置していく。

2

ストックヤードの整備

ストックヤードとは

建設発生土を再利用するため、流用時期・量の調整と、土質改良のための簡易な改良を施す場。

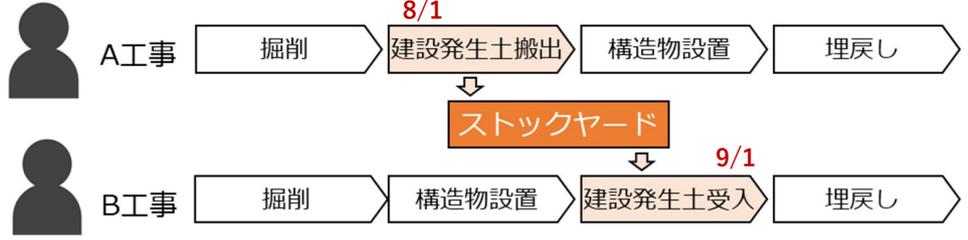
機能

- ・ 流用時期の調整 : **流用時期、期間、量を一致**させることが可能
- ・ 発生土の仮置 : 交通事情等から夜間工事を行う場合、後日搬出までの間、**一時仮置**することが可能
- ・ 車両間の積替・中継基地 : 大型車が入れない現場で、近くまで大型車で運び、積み替え、**運搬効率を高める**
- ・ 簡易改良 : 含水量の低減や、木材等の夾雑物を分別する**簡易改良**が可能

イメージ

8/1からの掘削土搬出の工程は変えられないが、どこか土を欲しい工事はないかな？

9/1から埋戻しで使いたいが、条件に合った土をどこかの工事からもらえないかな。



[中継地型ストックヤード]

- ・ 多数の工事が土の搬出先、搬入先として活用。
- ・ **土の利用調整を目的とし、運営ルールの下で搬入・搬出の自由度が高い。**
- ・ 工事間の需給調整を適切に図らなければ、搬入過多となる可能性もある。



[先行盛土型ストックヤード]

- ・ 面整備や大規模事業等で2～3年後に着手予定の盛土工事用に予め土を搬入。
- ・ 受入側工事の工程、進捗に影響される。
- ・ **計画的な搬入が担保されれば搬出側工事、受入側工事ともに大きなメリットがある。**

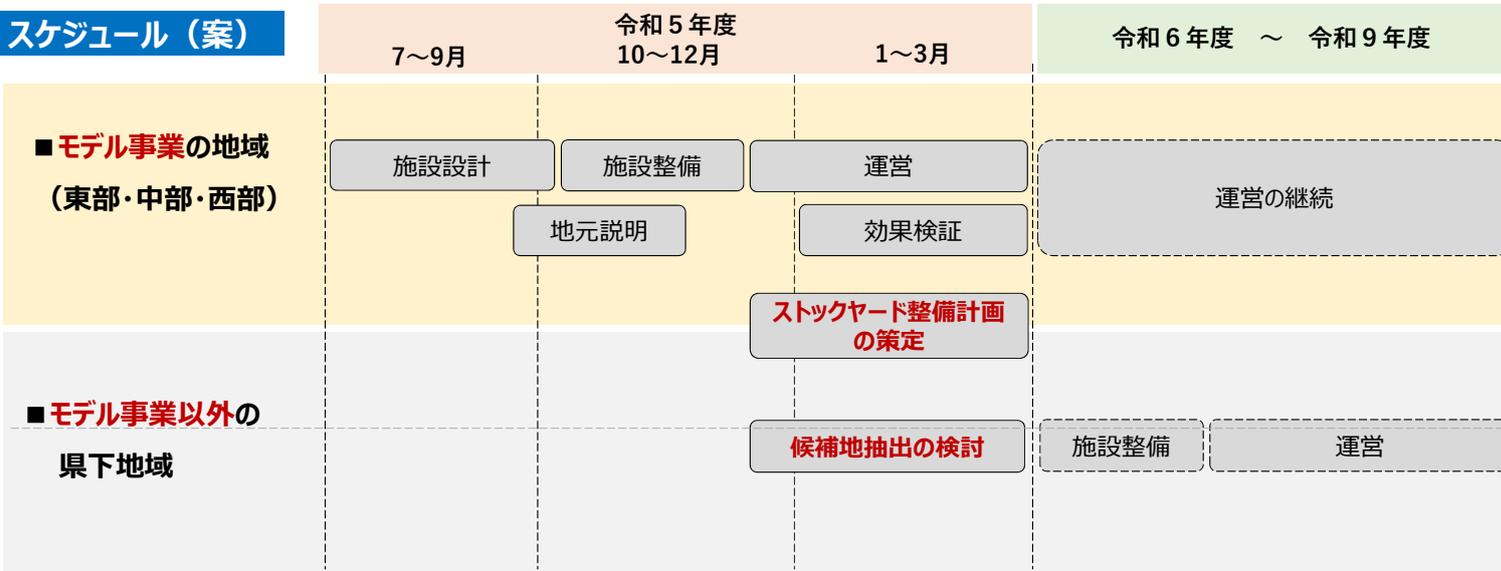


モデル事業の進捗

	場所・土地所有者	モデル事業の諸元	運営・検証内容	運営開始
東部 (沼津)	長泉町内の県有地 	県(道路) ・様々な工事間で土の搬入出を行う中継地型ストックヤード ・約1.0haを整備(不陸整正、仮囲い、車両洗い場) ・沼津土木事務所管内の工事から発生した建設発生土5,000m ³ をストック	○運営管理に関する検証 ・中継地型ストックヤードの運営に要する作業・費用の検証 ・コスト縮減に向けた課題を抽出し、対応策を検討	12月上旬予定
中部 (静岡)	静岡市内の民有地 ・建設発生土の利活用に関する技術提案を公募中 ・現在、契約手続き中(11月上旬契約)	民間事業者 ・河川工事の仮設材を有効利用するための中継地型ストックヤード ・0.5ha以上の用地を確保できることを公募要件 ・建設発生土600m ³ を受け入れ、同量の良質土と混合し、1,200m ³ をストック	○運営管理に関する検証 ・中継地型ストックヤードの運営に要する作業・費用の検証 ・コスト縮減に向けた課題を抽出し、対応策を検討 ○土質改良に関する検証 ・建設発生土を河川工事の仮設材に利用する手法を検討	12月上旬予定
西部 (浜松)	浜松市南区の県有地 	県(海岸) ・事業に活用するための盛土材をストックする先行盛土型ストックヤード ・約0.5haを整備(不陸整正、仮囲い、車両洗い場) ・複数の河川から発生する河床掘削土を改良し、計1,200m ³ をストック	○運営管理に関する検証 ・先行盛土型ストックヤードの運営に要する作業・費用の検証 ・コスト縮減に向けた課題を抽出し、対応策を検討 ○土質改良に関する検証 ・建設発生土の品質を確保する手法を検討	11月下旬予定

ストックヤード設置・運営のスケジュール

スケジュール（案）

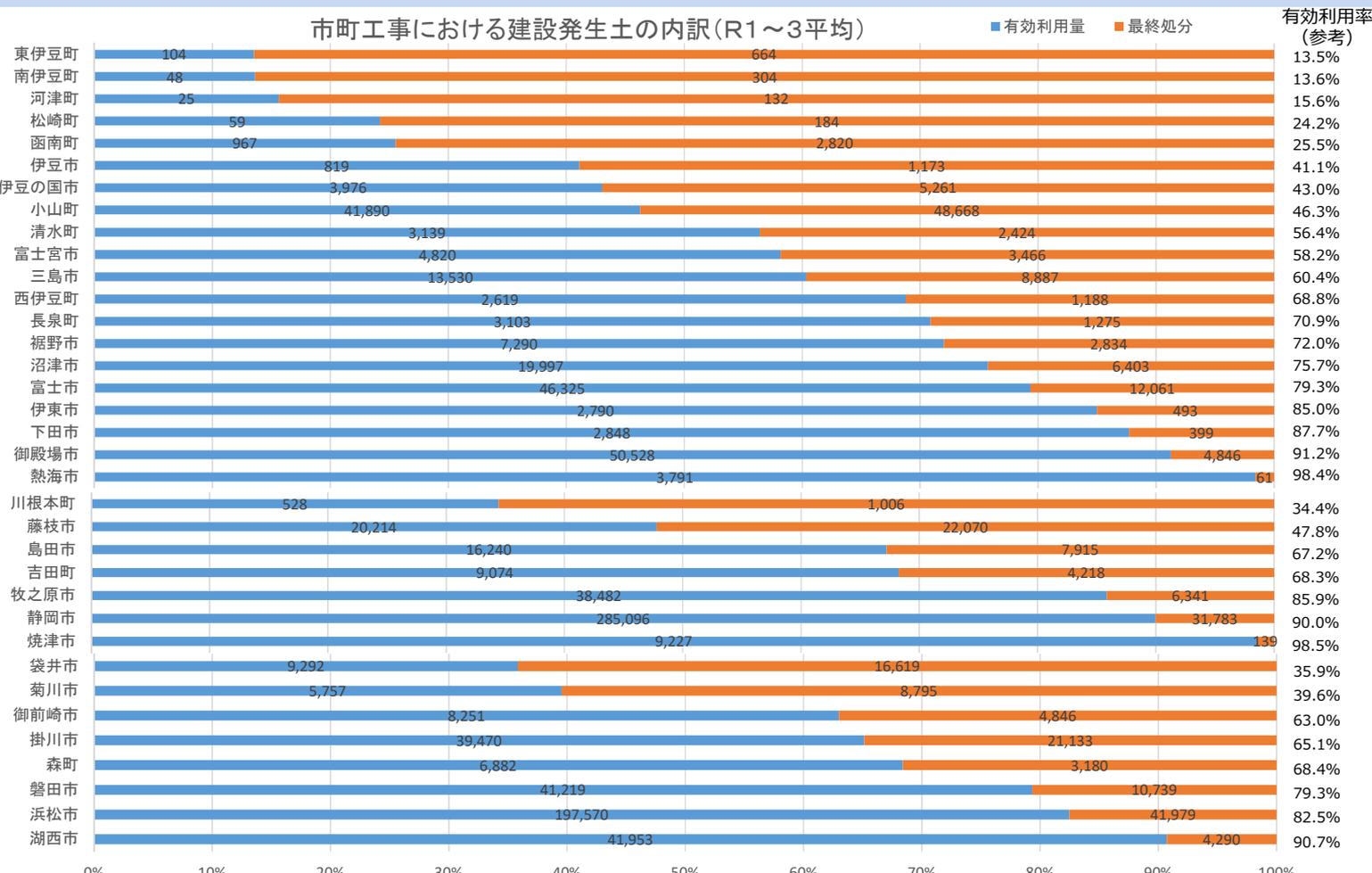


有効利用率80%の達成

ポイント

- ✓ 各地域にストックヤードを設置・運営することにより、**令和9年度末までに有効利用率80%達成**を目指す。
- ✓ 当面は、**県発注工事の建設発生土のみ受け入れ**とし、市町、国、民間事業者から発生する土砂の受け入れについては、**段階的に検討**するものとする。
- ✓ 持続可能なストックヤードの設置に向け、**県有地のみならず市町有地及び民有地を活用**した検討を進めて行くため、協議の際にはご協力をお願いする。

県内市町の建設発生土処理の現状



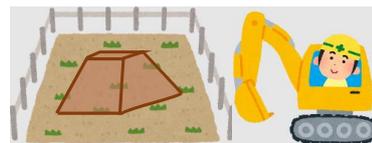
県内市町においても、有効利用のための手段のひとつとして、ストックヤードの設置が重要。

ストックヤード整備計画について

ストックヤード整備計画とは

「今後、ストックヤードを設置して、運営していきたいんだけど・・・」

- ・「県内でどれくらいの規模のストックヤードが求められるの？」
- ・「候補地の選定はどうやってすればいいの？」
- ・「ストックヤードでは、どういった施設が必要なの？」
- ・「運営開始に際して、どういった手続きが必要なの？」を解決したい。



建設発生土処理の取組のうち**ストックヤードの設置や運営に特化**して、モデル事業の検証結果や各種検討成果を盛り込んだ**「設置・運営のための手引書」**としてストックヤード整備計画の作成を予定。

整備計画への記載事項（抜粋）

【対象】**県、市町、民間事業者など** どなたでも参考に！

ストックヤード
整備計画

導入

・ **ストックヤード整備による効果**

調査

・ **調査**

➢ 地域特性、流通土砂量 / 取扱土砂の選定、必要面積 / 候補地の選定、法的確認 …

運営

・ **設計**

➢ 配置計画、安全対策 / 運営規模、人員・機材 / 官民連携の手法 / 地元合意形成 …

運営

・ **整備、運営**

➢ 事前準備 / 土砂受入 / 分別、仮置き、成形 / 土質改良 …

フィード
バック

ストックヤード設置の検討から運営に至るまでの視点で手引きを作成（R5d未予定）。

今後の展開について

展開の“はしら”

静岡県としては、次年度以降も**ストックヤードの設置について継続して取り組む。**

➔ 柱は、「**県下各地域への普及**」、「**市町設置の支援**」、「**民間事業者への支援**」の3つ

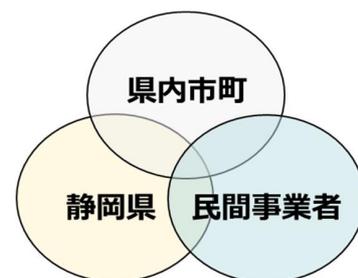
「市町支援」

- ・ 県内市町に対して、**ストックヤード設置に関する支援**
- ➔ **基礎調査の実施、類似した参考事例の収集などを実施**
- ・ 設置に対する不安や、不明な点をモデル事業を通じて、洗い出し。

「民間事業者への支援」

- ・ 民間事業者に対して、**行政手続き等の支援**
- ➔ **概要の相談や担当窓口へのご案内**
- ・ アドバイザー制度の有効な活用
- ➔ **建設発生土処理に関する、より高度な技術への助言を学識等へ依頼**

気軽にご相談下さい。



県内建設業全体に資する取組

よりスムーズな検討とするために

- ・ 県のみならず、**市町さらには民間事業者がストックヤードを設置しやすい環境を整える。**
- ・ 官民連携のためのよりベターな手法を検討し、**市町及び民間事業者をサポート**をしていく。

設置の候補地選定にあたっては、市町及び民間事業者の土地も含めて検討中。ぜひご協力を！

第2回みらいの県土研究会後のアンケートより

ストックヤードの整備

- 1-① 現状で残土処分場が不足している状態である。とりえず官側で用地を確保してもらわないと残土処理に困る
- 1-② 発生土を有効活用しても、処分量が0となることはない。官設置の処理場も必要だと考える
- 1-③ 建設業者にとって喫緊の課題は処分場の確保である

- ・ 最終処分場の確保も重要であると認識していますが、まずは建設発生土を有効利用し、最終処分場で処分する土量を減らすことが重要であると考えています。
- ・ このため、工事間で時期、量、質の調整を行うストックヤードを整備することとしています。

- 1-④ 県内総論ではなく、地域論（土木事務所あるいは市町単位）で議論を進める必要がある
- 1-⑤ 会に市町の担当者の方の参加が少ない。ストックヤードの整備については市町との連携が必要であると思う
- 1-⑥ 自治体ごとの設置が必要ではないか

- 1-④ 発生土処理においては、地域固有の事情もあると認識しており、11月以降から各地域の市町との意見交換を行い議論を進めてまいります。
- 1-⑤ 今後、市町参画の形とするか、地域ごとに開催するか検討します。
- 1-⑥ 自治体ごとに設置が難しい場合もあるため、隣接市町との連携など、様々な手法を視野に入れて検討していきます。

- 1-⑦ 用地の確保が課題である。用地は限られているので、まずは発生を抑制し、さらに減容化ができるが良い
- 1-⑧ 候補となる用地について、協力できる可能性がある

- ・ スtockヤードの運営において、必要な面積を工事現場の近隣に確保できるかが課題であると認識しています。
- ・ 御協力いただける内容については、個別に相談させていただきます。

9

第2回みらいの県土研究会後のアンケートより

- 1-⑨ 市町を含めた運用を検討してほしい
- 1-⑩ 民間工事からの土も公共の処分場に受け入れてほしい
- 1-⑪ スtockヤード整備計画（手引書）に複数市町での運営を想定したケースを加えられないか
- 1-⑫ スtockヤードを運営する上でのルールづくりが必要ではないか
- 1-⑬ スtockする場所、量、土質、進入路等の開示方法

- ・ 市町工事や民間工事からの建設発生土を県工事が受け入れる場合や、県工事からの建設発生土を市町工事や民間工事へ搬出する場合については、財産の寄付や譲渡となる可能性があります。このため、法令上の課題を確認し、必要な手続き等について検討しているところです。
- ・ スtockヤードを設置運営する上でのルール等については、設置箇所の実情に応じ個別に設定していく必要があります。整備計画には運営主体別に留意事項等を明示していく予定です。

- 1-⑭ マニュアルやストックヤードの運用開始までの時間軸を示してほしい
- 1-⑮ スtockヤード又は処分場の整備が近々に求められると思う

- ・ モデル事業については年内の稼働を目標に準備を進めています。
- ・ 今年度作成するストックヤード整備の手引書であるストックヤード整備計画に基づき、来年度以降、県下に展開していく予定です。

- 1-⑯ 本庁と各土木事務所に温度差を感じる。受注者が処理場や処分方法を検討すると言われることが多い
- 1-⑰ 指定された残土処分場に受け入れを依頼しても、数量、土質、時期により受入が不可となる場合がある
- 1-⑱ 設計段階でストックヤードを確保し、発注してほしい

- ・ 建設発生土の搬出先は契約事項として契約書にも明記されています。指定された搬出先へ搬出できない場合は発注者へ通知し、指示を受けてください。

10

土質改良土の利用拡大

- 盛土材料取扱基準の見直し

静岡県 交通基盤部 技術調査課

11

土質改良土の利用拡大

建設発生土の処理に関する基本方針【R5.3】

【発生抑制(土を出さない)】 建設発生土の発生を抑制する

- ・発生抑制工法の採用
- ・現場外への搬出を抑制
- ・現場内利用の推進

【利活用促進(土を無駄にしない)】 建設発生土の利用を促進する

- ・指定利用の徹底
- ・他工事間での利用拡大
- ・ストックヤードの活用
- ・建設発生土の品質及び環境安全性確保
- ・**土質改良土の利用拡大**

【適正処分 (土を不適切に処分しない)】 建設発生土を適正に処分する

- ・建設発生土処理施設情報の公表
- ・民間処理施設の整備促進
- ・ICTの活用、DXの推進

◆ 発注者側の取組

土質改良土の品質が規定されている、**県盛土材料取扱基準**を見直し、利用拡大を図る

◆ 現在の状況

関係団体からいただいた意見を基に**改定作業中**

◆ 今後の予定

令和5年12月に県土木工事共通仕様書と合わせて改定予定

12

盛土材料取扱基準の見直し

静岡県盛土材料取扱基準とは

- 静岡県交通基盤部が発注する**道路工事**に**盛土材料**を使用する場合の基準
- 山土や再生盛土材、**土質改良土**等の「**品質規格**」「**使用承諾**」「**検査**」等が規定されている
- **盛土材料販売業者**は、年に1回、土質試験結果をもとに土木事務所の検査を受け、使用承諾を得ている
- 受注者は、使用承諾を得た盛土材料を購入し、工事に使用
- 静岡市、浜松市も同様の基準を有する



まずは、「**適用範囲**」・「**用語の定義**」・「**品質規格**」の見直しを行う。

13

盛土材料取扱基準の見直し

適用範囲の見直し

- **現行**
(適用範囲)
静岡県交通基盤部が発注する**道路工事**に**盛土材料**を使用する場合には、この基準によるものとする。
- **改定案**
(適用範囲)
本基準は、静岡県交通基盤部が発注する**道路、河川、海岸及び砂防工事**において使用する盛土材料に適用する。



- 道路以外の工事においても、使用承諾を得て**一定の品質が担保された材料**を使用することを原則化
- 将来的には**適用工種をさらに拡大していきたい**が、まずは土木工事施工管理基準の品質管理基準の規定のある4工種を設定

14

盛土材料取扱基準の見直し

用語の定義（盛土材料の種類）の見直し

■ 現行

(用語の定義)

6) 土質改良土

土質改良土とは、土砂を石灰安定処理等の安定処理したものと及び焼成処理したものをいう。

■ 改定案

(用語の定義)

6) 土質改良土

土質改良土とは、土砂をセメント、石灰その他のものにより安定処理したものをいう。

また、土質改良土は、土質改良土に良質土を混合したものを含む。

(参考：盛土条例)

(定義) 第2条

(2) 土砂等 土砂及び土砂に混入し、又は付着した物、改良土並びに再生土をいう。

ただし、～(中略)廃棄物及び～(中略)汚染土壌を除く。

(3) 改良土 土砂をセメント、石灰その他の物により安定処理した物をいう。

- 土質改良土の定義を、**静岡県盛土等の規制に関する条例**に合わせ改定
- 土質改良土と**良質土との混合を行ったもの**を土質改良土として新たに定義

15

盛土材料取扱基準の見直し

品質規格の見直し

- 幅広い工種で使用され、使用頻度の高い「**裏込め材・埋戻し材**」を新たに設定
- 品質判定の円滑化のため、路体材における変状土**CBR 5**の規定を削除
- 流用土は**発生土利用基準 (H18.国土交通省)**に基づくことを明示

種類	現行	道路土工 盛土工指針	改定案
裏込め材 ・埋戻し材	-	4,750μmふるい通過質量百分率：25～100%	4.75mmふるい通過質量百分率：25～100%
	-	75μmふるい通過質量百分率：0～25%	75μmふるい通過質量百分率：0～25%
	-	塑性指数（425μmふるい通過分について）：10以下	塑性指数（425μmふるい通過分について）：10以下
	-	-	変状土CBR：20以上
	-	最大粒径100mm	最大粒径：40mm以下
路床材	4,750μmフルイを通るものの重量百分率(%) 25～100	-	4.75mmふるい通過質量百分率：25～100%
	75μmフルイを通るものの重量百分率(%) 0～25	-	75μmふるい通過質量百分率：0～25%
	425μmフルイパス分のPIが10以下	-	塑性指数（425μmふるい通過分について）：10以下
	変状土CBRが20以上	舗装の構造設計で想定しているCBR	変状土CBR：20以上
	最大粒径100mm	最大粒径100mm	最大粒径：100mm以下

新規設定

16

盛土材料取扱基準の見直し

種類	現行	道路土工 盛土工指針	改定案
路体材	4,750μmフルイを通る材料の中に占める75μmフルイパス分が50%以下	-	4.75mmふるいを通る試料の中に占める75μmふるい通過質量百分率：50%以下
	425μmフルイパス分のPIが30以下	-	塑性指数（425μmふるい通過分について）：30以下
	変状土CBRが5以上	-	-
	最大粒径300mm	最大粒径300mm	最大粒径300mm以下

削除

■ 現行

2) 流用土

掘削土等を路体材として使用する場合には、路体に適した盛土材料でなければならない。

■ 改定案

3) 流用土

建設発生土等を路床材以外へ流用する場合は、**発生土利用基準（平成18年8月10日付け国官技第112号、国官総第309号、国営計第59号）**に基づき有効利用を図るものとする。

- 「用語の定義」、「品質規格」について、見直しの詳細を詰める。
- それを踏まえ、「検査」、「使用承諾」の見直しを進めていく。

17

盛土材料取扱基準の見直し

河川築堤盛土材として望ましい品質規格の設定

- 「河川築堤盛土材」として望ましい品質規格を新たに設定
- 市場の流通や検査体制が整備されるまでの間、**暫定的に望ましい品質規格**を定めるものとする。

懸念点	改定案	根拠
セメント等のアルカリ成分が河川へ溶出すること ＜環境影響＞	<ul style="list-style-type: none"> 水素イオン濃度（pH）：5.8～8.6 	水質汚濁防止法における一律排水基準
不透水性（水密性）の確保 ＜堤防の安全性＞	<ul style="list-style-type: none"> 75μmふるい通過質量百分率：15～50% 	河川土工マニュアルH21.4「堤体材料として望ましい土」
	<ul style="list-style-type: none"> 最大粒径：100mm以下 	河川土工マニュアルH21.4「堤体材料として望ましい土」10cm～15cm以下
	<ul style="list-style-type: none"> 透水係数（cm/s）：1×10^{-3}以下 	河川堤防の浸透に対する照査・設計のポイントH25.6（透水係数の目安）における「低い」透水係数

- 今後、必要に応じ品質規格の見直しや基準化を検討していく。

18

盛土材料取扱基準の見直しの検討状況【再掲】

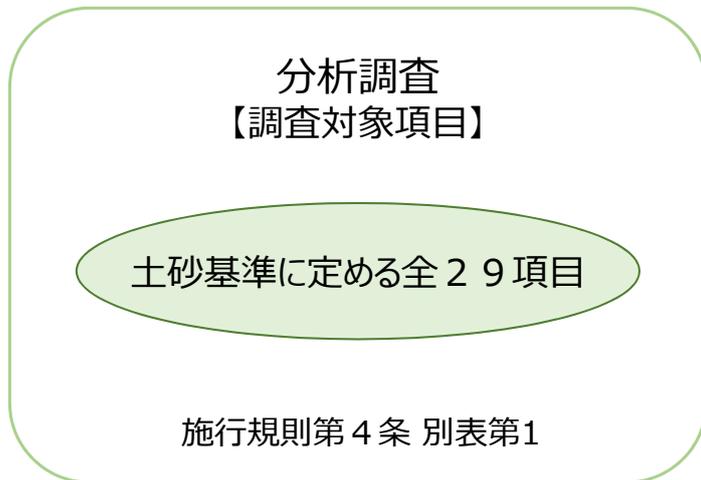
土壌環境基準の設定に関する論点

(現状)

- 現行の盛土材料取扱基準で分析調査の対象となっているものは「**鑄物砂再生材**」のみ。
- HP等資料によれば改良土の品質基準をもつ**33自治体のうち14自治体**が土壌環境基準への適合を求めている。(R3.9.15_第1回建設発生土土質改良プラント認証制度検討委員会ACTEC)
- 盛土条例の運用上は、改良土に対し**すべての土砂基準物質**について分析調査の実施を求めている。

(課題)

- **供給側（土質改良プラント）**の負担を考慮した分析調査の頻度をどのように設定するべきか。



分析調査の時期・頻度（検討中）	
時 期	■ 原料土（母材）の受入時
	■ 製品の出荷時
頻 度	■ 1,000m3ごとに1回
	■ 販売ロットごと
	■ 年1回のプラント検査（従来）

今回の改定では結論が出せなかったため、継続して検討を進める。

関係団体からの主な意見に対する県の考え方

- 「良質土」について用語の定義を明記すべきと考えます。
(例) 「良質土とは、新材と建設発生土の第1種及び第2種をいう。」

- どういった品質の土が良質土なのかどうかは、用途先の要求品質により明確な定義付けが困難です。
- 例えば、路体に使用する場合、第3種であっても、良質土として粒度調整に使用できることがあります。
- 一方、廃棄物由来である再生材と区別を明確化する必要があることから、いただいた意見を踏まえ、取扱基準における「良質土」の定義の追加を検討します。

- 建設発生土に良質土や脱水ケーキ等を加えた（安定処理は行わない）ものも土質改良土とする。あるいは、新しい用語での定義を求める。

- 建設発生土に他の土や脱水ケーキ（産廃ではないものを想定）を混合することは、通常行われる「粒度調整」にあたりと考えられます。
- 粒度調整を行った土は、建設発生土利用技術マニュアル上において「処理土」に定義されますが、安定処理した土を含まない混合土の定義付けについては、必要性を踏まえ検討していきたいと考えております。

関係団体からの主な意見に対する県の考え方

■「路体材」の規格について、道路土工指針等でCBR規格がないことを理由に、路体材の変状土CBRは「削除」されているが、品質低下が危惧される。

- ご指摘のとおり、路体材の力学特性を示す規格を削除してしまうと強度の管理ができなくなることは懸念点であります。
- 一方、路体材は、道路土工指針等においても力学特性まで求められておらず、盛土材の使用承諾にあたり、CBR値及びCBR試験を必須とすることは、少々過度な品質要求とも考えられます。
- また、現在の県内の盛土材販売業者の取り扱う路体材の多くは、路床材の規格を満足し、CBR値5を十分に満たすことから、CBR値の削除により直ちに低品質な製品が出回る可能性は低いのではないかと考えております。
- ただし、CBR値を削除したことにより、品質が著しく低下したなどの報告があった場合等には再度の設定を検討していきたいと考えております。

■県と政令市（静岡市・浜松市）によって取扱基準が異なると、受注する業者側は対応に苦慮するため、政令市とも足並みを揃えるようお願いしたい。

- 基準の見直しにあたっては、政令市と情報共有し進めていきます。

21

第2回みらいの県土研究会後のアンケートより

土質改良土の利用拡大

- 2-① 土質改良土の利用を前提とした設計とすれば利用は拡大する
- 2-② 多少距離があっても残土処理ではなく利活用できる設計にしてほしい
- 2-③ 原則化ルールでの50kmは適当な距離であるか（含水比の高い土は運搬可能か）

- 県では、経済性に関わらず建設発生土のリサイクルを原則とすることをルールに定めています。（原則化ルール）
- ルールでは、工事現場から搬出する際は50km以内の他の工事現場へ搬出することや、工事現場から50kmの範囲内の他の工事現場から建設発生土を搬出する場合は、その建設発生土を利用することとしています。
- 原則化ルールについても、ストックヤード登録制度などの新しい制度が施行されたことから、必要に応じて見直しを検討していきます。

- 2-④ マッチングシステムの成立事例を積極的に紹介すればよいのではないか
- 2-⑤ 発生土を搬出したい工事と受け入れたい工事の発注するタイミングを調整できないか
- 2-⑥ 東京や名古屋で行っている土質改良事業が参考となるのでは
- 2-⑦ 都市ガスとの連携や、民間の宅地造成や開発行爲の条件とすることは考えられないか
- 2-⑧ 動画による説明があるとよい
- 2-⑨ 粘土と良質土を混合する「(仮称)ふじのくにブレンドソイル」を提案する
- 2-⑩ 地域単位での土質改良土の需要量(利用量)を提示することが必要

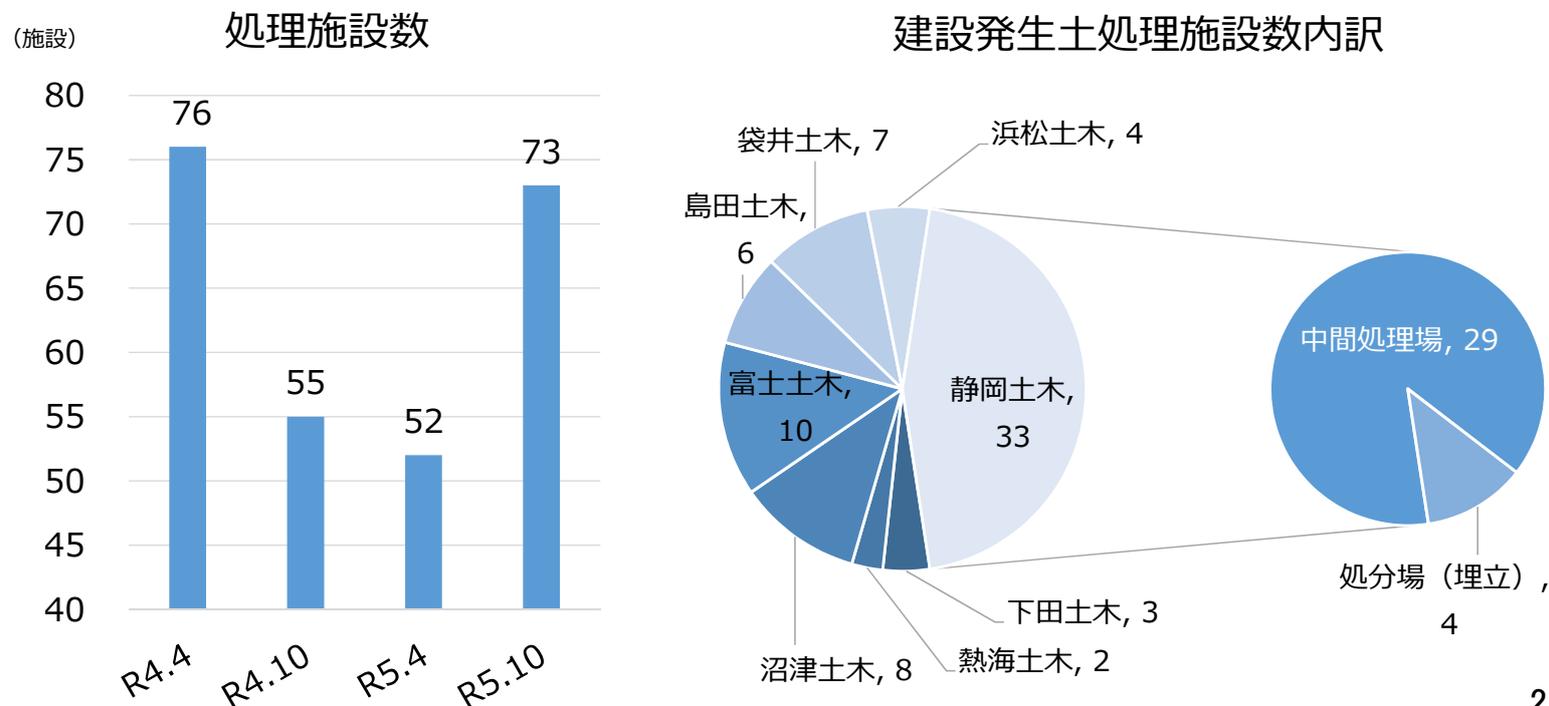
- 土質改良土の利用拡大を含む建設発生土の利用促進に向けた新たなアイデアは積極的に取り入れていきたいと考えています。

22

建設発生土処理施設一覧表（下期）の更新

施設数の推移及び内訳

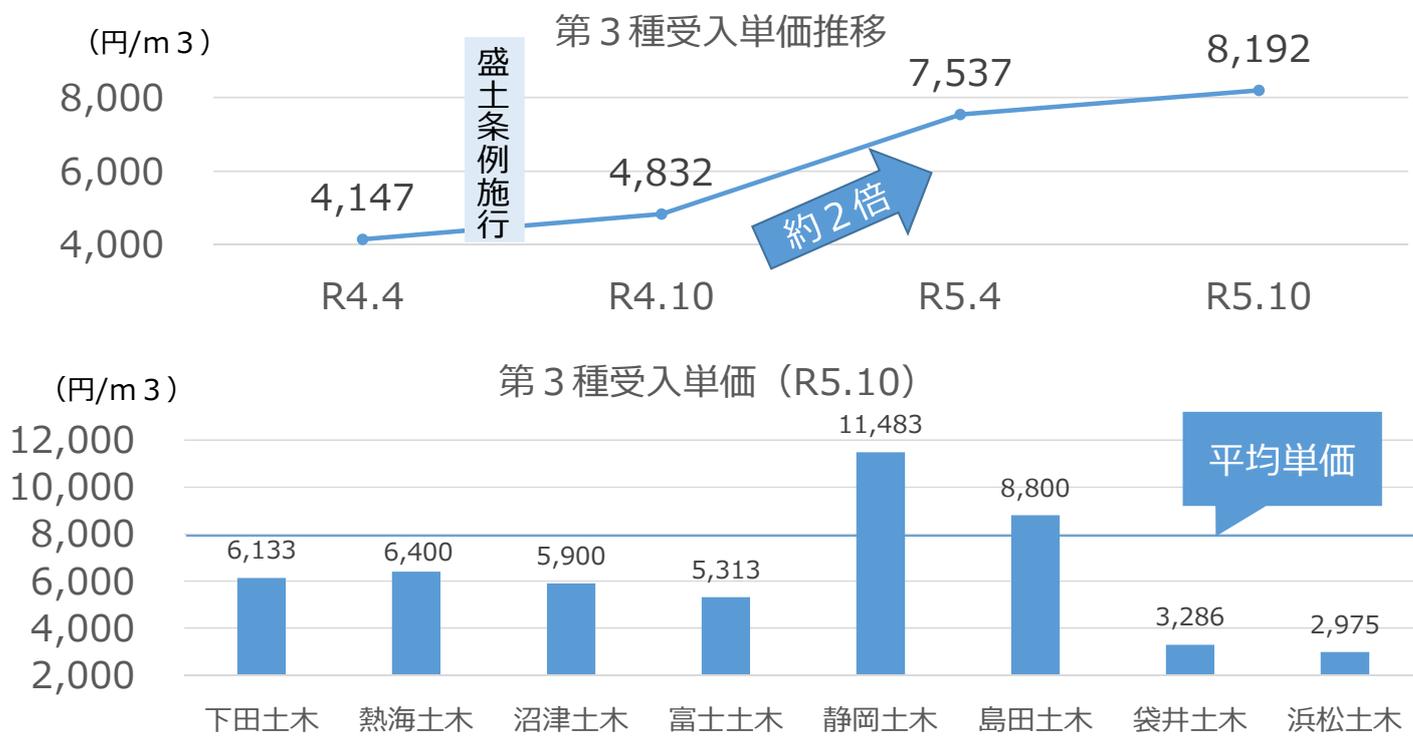
- 施設数は一時的に減少傾向にあったが、回復傾向にある。
- 県内施設のうち、約45パーセントが静岡土木管内に位置しているが、そのほとんどが中間処理場となっている。



建設発生土処理施設一覧表（下期）の更新

処分費の推移及び事務所毎の比較

- 県平均の受入単価は、令和4年4月と比較すると約2倍に高騰している。
- 特に静岡土木管内の単価が高く、平均の1.4倍になっている。



一覧表の記載内容について

◆法令許可欄

法令許可欄は、当該受入地の土地の形質変更に係る関係法令の許可・届出等がなされているものを示しており、表記の内容は次のとおり。

表記	法令・規則等名	表記	法令・規則等名
盛土条例	静岡県盛土等の規制に関する条例	砂利採取	砂利採取法
土採取条	静岡県土採取等規制条例	農地法	農地法第5条に係る一時転用
宅造規法	宅地造成等規制法	採石法	採石法
林地開発	森林法第10条に係る林地開発	埋立条例	市町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
砂防条例	静岡県砂防指定地管理条例	土地要綱	市町土地利用事業の適正化に関する指導要綱
土対法	土壌汚染対策法	登録ス	ストックヤード運営事業者登録規程

◆備考欄

備考欄は、「**改正の履歴**」を記載しているほか、「***有効利用**」と記載のある施設は、建設副産物情報交換システム（COBRIS）の搬出計画情報を入力する際に、搬出先種類として「2.他工（陸）」又は「5.仮置（再）」を選択することが可能（有効利用に含まれる）。

27

SSM（静岡県建設発生土マッチングシステム）の新機能

◆経緯

昨年度から運用開始している「静岡県建設発生土マッチングシステム(SSM)」の利便性向上を目的にシステムの機能改修を行い、新たに4つの機能を追加しました（令和5年8月31日及び9月29日リリース）。

追加された機能

画像・動画データの掲載



メール配信サービス



ご意見・ご要望フォーム



中間処理場の情報



28

SSM（静岡県建設発生土マッチングシステム）の新機能

画像・動画データの掲載

搬出される土の状況等を視覚的に確認できるよう、**写真等のデータが掲載可能**となりました。

写真
一枚目の写真は、一覧や地図で表示されます。

写真を選択



動画
アップロード上限サイズ：200MB（1,2分程度）

動画を選択



登録すると

- ✓動画も登録可能
- ✓1ファイルにつき、上限サイズは200MB

戻る 確認

工事一覧画面

土が出る工事 土が欲しい工事 中間処理場

全45件 更新順 絞り込み



- 募集中 500m³、砂・礫等（第1種建設発生土）
静岡県静岡市葵区呉服町1-1-1
マッチング候補（土を譲りたい方）
2023年08月21日～2023年09月29日
更新日時：2023年09月01日 13:10
- 募集中 999m³、砂・礫等（第1種建設発生土）
富士
マッチング工事 1
2023年09月01日～2023年09月01日
更新日時：2023年09月01日 13:10
- 募集中 500m³、砂・礫等（第1種建設発生土）
静岡県静岡市葵区呉服町1-1-1
マッチング候補（土を譲りたい方）
2023年08月21日～2023年09月29日
更新日時：2023年09月01日 13:09

✓工事一覧画面等で、1枚目の写真が表示

ご意見・ご要望フォーム

使用者が容易に、SSMに対しての意見や要望を述べられるよう、**ご意見・ご要望フォーム**を追加しました。

29

SSM（静岡県建設発生土マッチングシステム）の新機能

メール配信サービス

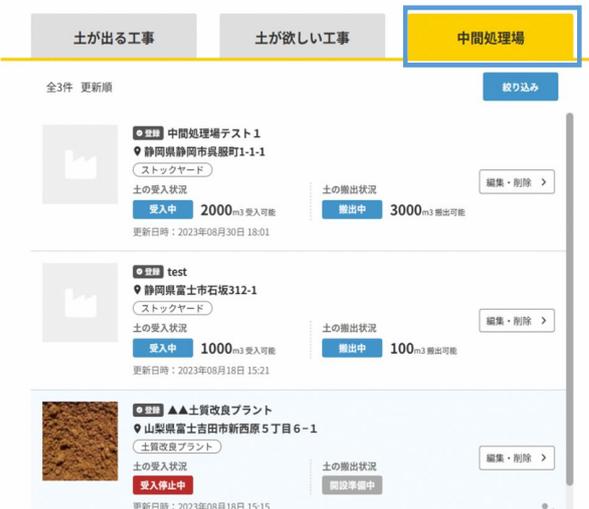
マッチングの可能性がある工事情報（50km以内等）が登録された場合、**使用者へ自動メール配信される**ようになりました。

中間処理場

中間処理場（ストックヤード、土質改良プラント）ごとに、受入・搬出可能な土量が表示され、いつでも確認できるようになりました。

土が出る工事 土が欲しい工事 中間処理場

全3件 更新順 絞り込み



- 登録 中間処理場テスト1
静岡県静岡市葵区呉服町1-1-1
ストックヤード
土の搬出状況
受入中 2000m³受入可能
搬出中 3000m³搬出可能
更新日時：2023年08月30日 18:01
- 登録 test
静岡県富士市石坂312-1
ストックヤード
土の搬出状況
受入中 1000m³受入可能
搬出中 100m³搬出可能
更新日時：2023年08月18日 15:21
- 登録 ▲▲土質改良プラント
山梨県富士吉田市新西原5丁目6-1
土質改良プラント
土の搬出状況
受入停止中
開設準備中
更新日時：2023年08月18日 15:15



登録 ▲▲土質改良プラント
土質改良プラント
更新日時：2023年08月18日 15:15

土の受入状況
受入停止中

土の搬出状況
開設準備中



その他

静岡県 交通基盤部 技術調査課

31

第2回みらいの県土研究会後のアンケートより

その他

- 3-① スtockヤードには災害ゴミや災害で発生した土砂も置けるようにすれば県民の同意が得やすいのでは
- 3-② 災害で発生した土砂について、適切に処理できる処理場と災害協定を結ぶ等検討してほしい
- 3-③ 官民が連携し、有事の際を考慮した防災協定を視野に検討していく必要がある

- ・ 災害発生時の対応については、平時における建設発生土の有効利用の視点とは分けた議論として検討を進めていきます。

- 3-④ 発生抑制は2023年度中、利活用促進は2024年度中、適正処分については2023年度中と期限を設けて議論を進めた方が良くと思う
- 3-⑤ 今後の建設発生土の利用についての長期的なプランを明確化した方がよいのではないかと

- ・ 基本方針に明示した取組について、短期3年以内、中長期3年以上として設定しています。現状としては皆さんとの議論を踏まえ、具体的な目標期限を設定してまいります。
- ・ 基本方針の目標達成年度である令和9年度を目途としています。

32